

「シックハウス症候群」についての特集の第2回です。

1. VOC (揮発性有機化合物) の指針値について

シックハウス症候群を引き起こす要因は、建材（合板・フローリング・壁紙・保温材など）、塗料、接着剤などに含まれる化学物質、特に「ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、ベンゼン」などが原因として挙げられていますが、これらをVOC（揮発性有機化合物）と呼んでいます。VOC（揮発性有機化合物）は、シックハウスの原因物質として、厚生労働省より室内濃度に関する指針値（ガイドライン）が示されています。

2. 「PRTR法の対象となる化学物質」について

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善促進に関する法律です。「第一種指定化学物質(354物質)」「第二種指定化学物質(81種)」が政令で定められています。

1) 製品安全データシート (MSDS)

製品の化学物質や含有量が明記されている資料です。製品名・材料名・危険有害物質の成分及び含有量・応急処置・取扱方法・輸送上の注意などが明記されています。

3. 建築基準法改正概要について

建築基準法が一部改正され、平成15年7月1日より施行されました。シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度を下げするため、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律です。

1) 改正の概要

シロアリ駆除剤として使われているクロルピリホスの使用禁止、合板などの接着剤に広く使用されているホルムアルデヒドの使用制限、さらに家具からの化学物質を防ぐためにも機械による換気が義務付けられた。

2) 規制の対象となる建材

「平成14年度国土交通省告示第1113号」で限定列举した建材です。

3) 対象となる化学物質

「クロルピリホス」「ホルムアルデヒド」の2物質です。

次号は、当社製品との関連について説明します。